

日本女子大学オープンアクセス方針

2025年1月21日図書館運営委員会承認

第1条 趣旨

本指針は、日本女子大学学術情報リポジトリ（英語名称：Japan Women's University Institutional Repository。以下「本学リポジトリ」という。）の運用等に関し必要な事項を定める。

第2条 研究成果の公開

日本女子大学は、学術情報リポジトリの運用指針に基づく登録者が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果およびその根拠データ（以下「研究成果」という。）を、本学リポジトリにより公開する。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

第3条 適用の例外

著作権等の理由で本学リポジトリによる公開が不適切であるとの申出が登録者からあった場合、当該研究成果を非公開とするか公開を猶予する。

第4条 適用の不遡及

本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

第5条 リポジトリへの登録

登録者は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「日本女子大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

第6条 その他

本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。